

高知くらしの護身術

63

海外化粧品販売

クーリング・オフ妨害も

(2007年7月17日掲載原稿)

輸入代行業を名乗る業者から電話で「肌がきれいになる化粧品がある。モニター価格で48万8千円で、友人を紹介すればマージンが入る。この化粧品を使えば、周りから自然と美肌の秘訣を聞かれるので、その時に当社の化粧品を使っていると宣伝して欲しい。」と、勧誘された。

「人を紹介すれば、どんどん収入が増える」と言われ、きれいになって、収入にもなるならと承諾した。しかし、送られてきた申込み用紙には、クレジット手数料が加算されて70万円を超えた金額が記載されており、支払いが心配になって断りの電話をしたところ、「既に海外に手配済みだからキャンセルできない。海外相手なのでクーリング・オフは適応出来ない」と説明された。

このケースでは、いくつもの問題点がありますが、まず、業者が「クーリング・オフが出来ない」と、説明した件については、海外の業者との取引の場合は国際法上の取り決めによります。

この場合は国内の事業者から電話勧誘販売を受けていますので、特定商取引に関する法律で、クーリング・オフが可能だと考えられます。モニターと言っている点は「業務提供誘引販売」、紹介マージンをうたっている事からは「連鎖販売取引(マルチ商法)」とも考えられますが、確実に明らかな「電話勧誘販売」のクーリング・オフ期間は、契約書面を受取ってから8日間ですので、早めに通知を出すことが望ましいです。また、今回のケースでは「クーリング・オフ出来ない」と言って、クーリング・オフ妨害を行っています。その事を主張してのクーリング・オフ期間延長を主張することも考えられますが、事業者によっては、個人で交渉してもなかなか認めない場合もあります。そんな場合は、あきらめずに早めに消費生活センターに相談してください。

いずれにしても大切なことは、不意打ちの電話勧誘ですぐに契約を承諾しないことです。肌に合うかどうかわからない化粧品を1度に大量に購入を勧める業者を信用してよいかどうか、よく考えてみてください。